

## 会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐倉緑の基金（以下「この法人」という。）の定款第46条第2項の規定に基づき、この法人の会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 この法人の目的と事業に賛同する個人又は団体は、賛助会員となることができる。

(入会手続と会員有効期間)

第3条 賛助会員は、当該事業年度会費の納入をもって、その資格を有する。有効期間は、当該事業年度の末日までとする。

(会費)

第4条 年会費は、1口2,000円とする。

(会員の特典)

第5条 会員は次の特典を受けることができる。

- (1) この法人が主催する学習会、研修会等の情報提供を受ける。
- (2) この法人が主催する学習会、研修会等に優先的に参加することができる。
- (3) 年に1回、この法人の事業報告を受ける。

(会費の使途)

第6条 会費は、全額を公益目的事業に使用する。

(会費の返還)

第7条 いったん納められた会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、公益財団法人佐倉緑の基金の設立登記の日から施行する。